

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、昭和23年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 また、申立人は、昭和34年2月21日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社D営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月から23年6月1日まで
② 昭和23年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和26年6月から27年3月まで
④ 昭和27年4月から28年6月1日まで
⑤ 昭和30年4月から同年11月1日まで
⑥ 昭和30年12月21日から32年2月まで
⑦ 昭和33年1月1日から同年4月1日まで
⑧ 昭和34年2月21日から同年3月1日まで
⑨ 昭和62年12月から63年7月1日まで
⑩ 平成2年8月21日から3年5月21日まで
⑪ 平成4年6月23日から7年4月19日まで

申立期間①及び②について、私は、A株式会社に継続して勤務し、E

出張所、B出張所、F営業所と転勤した。会社から健康保険証を受け取った記憶がある。

また、申立期間③は、G株式会社に勤務し、申立期間④は、H株式会社で勤務し、申立期間⑤及び⑥は、I株式会社で昭和30年4月から32年2月まで継続して勤務し、この期間に健康保険証を使用した記憶がある。

申立期間⑦は、株式会社Jで昭和32年7月から33年3月末まで勤務した。申立期間⑧は、C株式会社に継続して勤務し、34年3月1日にD営業所からK営業所に転勤した。

申立期間⑨から⑪までは、株式会社Lに継続して勤務していた。

申立期間①から⑪までの厚生年金保険の記録が無いが、加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和23年8月1日に同社B出張所から同社F営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B出張所における昭和23年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる資料は無いが、事業主が資格喪失日を昭和23年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑧について、C株式会社本社が保管する退職者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和34年3月1日に同社D営業所から同社K営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑧の標準報酬月額については、申立人のC株式会社D営業所における昭和34年1月の社会保険事務所の記録から、8,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C株式会社本社は不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立人は、「申立期間①のうち、昭和22年3月から同年11月までの期間はA株式会社E出張所に、同年12月から23年6月1日までの期間は同社B出張所に勤務していた。」と主張するところ、複数の同僚の証言から、申立人は、その主張する期間において、同社E出張所及び同社B出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社E出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年1月1日、同社B出張所が適用事業所となったのは同年6月1日であり、申立人が両出張所で勤務した申立期間①のそれぞれの期間は、適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、申立人が記憶するA株式会社E出張所での同僚3人は、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、申立人が記憶する同社B出張所での同僚3人は、当該出張所が適用事業所となった昭和23年6月1日に、申立人とともに被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

- 4 申立期間③について、G株式会社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は、G株式会社に勤務していた当時の同僚の氏名を記憶しておらず、法務局における同社の法人登記も確認できないことから、申立人の同社における勤務状況等について、事業主や同僚等へ確認することができない。

- 5 申立期間④について、同僚の証言から、申立人は、H株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と一緒に勤務していたと証言する同僚の厚生年金保険の資格取得日は、この者が記憶する自身の入社日から約2年後であることが確認できる上、申立期間④に厚生年金保険の資格を取得している者のうち連絡が取れた一人も、この者が記憶する自身の入社日から14か月後に資格を取得していることが確認できることから、申立期間

④当時、H株式会社では、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、H株式会社では、「申立人に関する資料は保管していないため、当時の取扱いについては確認できない。」と回答している。

- 6 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「私の厚生年金保険の記録は昭和30年11月1日から同年12月21日までとなっているが、前後の申立期間⑤及び⑥も勤務していた。」と主張するところ、同僚の証言から、申立人は、両期間にI株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、I株式会社における厚生年金保険の加入記録が申立人と同一期間のみである6人のうち、連絡が取れた一人は、「私は、4年間勤務したが、冬期間は雪が多く仕事ができないので、失業保険を受給していた。当時、会社は景気が悪かったので、社員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、I株式会社は昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 7 申立期間⑦について、同僚の証言から、申立人は、株式会社Jに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Jにおける厚生年金保険の加入期間が4か月である者は、「2年間勤務したが、冬期間は雪が多くて工事ができなかったため、失業保険を受給していた。」と証言している。

また、株式会社Jは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者も死亡していることから、申立人の保険料の控除等について確認することができない。

さらに、株式会社Jに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和33年2月1日に健康保険証を返納している旨の記載が確認できる。

- 8 申立期間⑨から⑪までについて、申立人は、「私の株式会社Lにおける厚生年金保険の加入記録は、昭和63年7月1日から平成2年8月21日までの期間及び3年5月21日から4年6月23日までの期間とされているが、その前後の期間も継続して勤務していた。」と主張するところ、申立期間⑨のうち、昭和63年1月21日から同年8月20日までの期間は、申立人の妻の被扶養者となっていることが確認できる上、国民年金被保険者名簿から、61年8月1日から63年7月1日までの期間は、国民年金について、保険料納付済期間又は第3号被保険者期間となっていることが確認できる。

また、株式会社Lの当時の総務担当者は、「資料は保管されていないが、当時は、正社員の男性従業員は厚生年金保険と雇用保険の両方に加入させていた。」と証言しているところ、申立人の同社での厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録と一致しており、申立期間⑨から⑪までについては同社での雇用保険の加入記録も無いことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立期間⑪のうち平成6年4月5日から同年11月20日までの期間については、株式会社Mに勤務していることが確認でき、同社が保管する賃金台帳から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

- 9 このほか、申立人の申立期間①、③から⑦までの期間及び⑨から⑪までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月及び同年4月

時間がたっているので具体的な記憶は無いが、会社を辞めた後に、必ず国民健康保険への切替えを行い、一緒に厚生年金保険から国民年金への切替手続きもしていた。手続きは、父か私が行い、仮に私たちがしなかったとしても、家に出入りしていた国民年金保険料の集金人が、A市町村役場に資格取得届を提出してくれたはずである。また、申立期間の国民年金保険料は、父か私が集金人に手渡すか、口座振替で納付したと思う。申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかないなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、「会社を退職後に、国民健康保険及び国民年金の加入手続きを一緒に行い、保険料も納付していた。」と主張するところ、オンライン記録によれば、申立期間は、国民年金に未加入の期間とされている上、A市町村の記録から、申立期間については、国民健康保険にも未加入であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付について、「仮に私か父が加入手続きをしなかったとしても、集金人が加入手続きをしてくれたはずである。」、「保険料は、集金人に手渡すか、口座振替で納付したと思う。」と主張しているところ、A市町村では、「集金人が国民年金の加入手続きを行うことはなかった。」、「集金人は、市町村が作成する納付書により保険料を集金していたので、国民年金の未加入者から保険料を集金することはない。また、国民年金の未加入者の保険料を金融機関の口座から引き落とすこともあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人及びその父親は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月ごろから同年 6 月 22 日まで
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 11 月まで

私は、申立期間①については、A株式会社B支店に営業職として勤務した。大きな会社であったので、厚生年金保険に加入していたはずだ。

また、申立期間②については、有限会社Cという従業員数が4、5人ぐらいの会社に勤務していた。

これらの期間について、厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 41 年 3 月ごろから同年 6 月 22 日までの約 3 か月の間、A株式会社B支店に営業職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①にA株式会社B支店において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者へ照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人自身も記憶している同僚がいないことから、申立人の同社での勤務状況等について確認することができない。

また、A株式会社B支店に勤務していた事務員は、「当時、営業職の社員は採用後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。採用後の3か月は見習期間で、見習期間中に一定以上の成績であれば特別販売員になり、その後6か月の査定期間後に一定以上の成績であれば厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と証言している。

さらに、申立期間①当時、A株式会社において、営業職として勤務し

ていた二人の社員は、「営業職の社員は、入社してもすぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と証言し、そのうちの一人は、「私は、入社後、1年ぐらい後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、自身が記憶する入社日の1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①について、上記被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「有限会社Cに勤務していた。」と主張している。

しかしながら、事業所台帳及びオンライン記録から、有限会社Cは、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は、有限会社Cの事業主及び従業員について記憶していない上、D市町村工場名簿から確認できる同社の事業主の厚生年金保険の加入記録も無く、当該事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、厚生年金保険及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和43年2月28日から同年4月21日までの期間は、株式会社EのF事業所に、同年5月7日から同年12月30日までの期間は、株式会社Gに勤務していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 33 年 4 月から 37 年 1 月まで

私は、申立期間①及び②において、株式会社AのB事業所に勤務し、その間、C市町村、D市町村、E市町村で工事に従事していた。同社B事業所では、経営していた兄弟3人が、それぞれ班長、職長及び現場代理人をしていた。D市町村の工事現場へ行く途中で交通事故に遭い、F病院に入院し、その際、健康保険証を使用した記憶がある。申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の上司及び同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において、株式会社AのB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する上司及び同僚の厚生年金保険の加入記録では、申立期間①及び②のうち、B事業所の班長が昭和 32 年 5 月 1 日に株式会社Aで資格を取得し、職長及び現場代理人が 36 年 11 月 1 日に同社で資格を取得しているのみであることが確認できる。

また、株式会社AのB事業所の現場代理人は、「B事業所は、株式会社Aの直営班として工事を行っていた。当時、B事業所の班長以外の者は厚生年金保険に加入していなかったため、株式会社Aに加入手続きをお願いし、私と職長の二人は昭和 36 年 11 月から加入した。その際に、班内の作業員からも加入希望を聞いたが、作業員は全員が希望しなかった。」と回答している上、申立期間①及び②当時、同社B事業所に勤務してい

た同僚は、「申立期間①及び②当時、厚生年金保険には加入していなかった。私が、B事業所で厚生年金保険に加入したのは、43年3月からである。」と証言している。

なお、申立人は、「申立期間②当時、業務中に交通事故に遭い、その際、健康保険証を使用した。」と主張するところ、前述の現場代理人は、「交通事故の際は、労災保険を適用した。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月30日から35年8月20日まで
私は、時期は明確でないが申立期間のいずれかに、A株式会社に勤務していた。関連会社か下請会社だったかも知れないが、厚生年金保険の加入について、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「具体的な期間は明確でないが、申立期間のいずれかにA株式会社で働いていた。」と主張するところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間のうち、昭和23年9月1日から24年9月30日までの期間及び26年1月15日から30年1月2日までの期間については、B市町村において健康保険のみの被保険者記録があることが確認でき、C事業所では、「申立人は、昭和24年10月1日ごろから30年9月30日ごろまでC事業所に勤務していた。」と回答している。

また、申立期間のうち、昭和22年9月30日から23年9月1日までの期間に、A株式会社D工場における厚生年金保険の加入記録があり、連絡が取れた11人と、24年9月30日から26年1月15日までの期間に、A株式会社D工場及びE株式会社（A株式会社D工場が名称変更）における厚生年金保険の加入記録があり、連絡が取れた3人及び30年1月2日から35年8月20日までの期間に、F株式会社（E株式会社が名称変更）における厚生年金保険の加入記録があり、連絡が取れた3人は、いずれも、「申立人を知らない。」と証言しており、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、A株式会社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に資格を取得した者は無く、申立期間及びその前後の健康保険番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月31日から27年3月28日まで
私は、申立期間当時、A市町村のB小学校にC職として勤務していた。当時の辞令や写真があり、辞令には給料の号俸が記載されていることから、正職員として勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令から、申立人は、申立期間についてB小学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、旧厚生年金保険法の改正により、地方公共団体が設置した教育の事務所が厚生年金保険の強制適用事業所となったのは昭和29年5月1日からであり、申立期間当時は、強制適用事業所とはなっていない上、事業所名簿及びオンライン記録から、B小学校は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人はC職として勤務していたと述べており、申立人の辞令には、「傭人給」と記載されているところ、D共済組合連合会では、「申立期間当時、町村の公立小学校に勤務する者で恩給の給付対象とされていたのは有給吏員であり、傭人は吏員とは異なる雇用契約により、国や地方公共団体に勤務して単純な労務に従事するもので、恩給の対象外とされ、給与号俸は、傭人給と記載されていた。」と説明している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。